# 第三者評価結果

#### A-1 保育内容

第三者評価結果

### A-1-(1) 保育課程の編成

【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子ども の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的 な計画を作成している。

а

#### 〈コメント〉

園の全体的な計画は、事業の目的、保育理念、保育方針、園の保育目標の4つを柱として、児童福祉法、保育所保育指針の趣旨をとらえ作成しています。保育の年間目標は養護と教育が年齢に応じて記載され、さらに健康支援、食育、子育て支援、地域との交流、小学校との連携なども考慮しています。

全体的な計画に沿った各指導計画や、行事は定期的に評価、反省を行っています。年1回の全体的な計画の見直しは、子どもの成長・発達、保護者、地域の実態等について職員からの気づきを挙げたものを園長、主任で意見を把握して、見直し、次年度の計画としています。全体的な計画は、より自園の特色、地域に合った保育ができるように職員の気づきを参考にしています

### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

а

#### 〈コメント〉

園舎は木の温かさが生かされ清潔に保たれています。保育室は、採光が良く明るく、温湿度計、空気清浄機があり、クーラーを使い子どもたちが室内で快適に活動ができるように配慮されています。保育室は棚を移動することで子どもたちの成長や興味に沿った活動がしやすいように工夫されています。保育室のガラスは飛散防止加工がされ子どもたちの安全を配慮しています。

小さい子どもの部屋には畳のスペース、一人で落ち着きたい子どもにはマットを使いコーナーを作るなどして工夫しています。食事と午睡は同じ室内を使う場合もありますが、場所を区切ったり清掃をして使用しています。保健衛生管理マニュアルに基づいて、毎日当番が掃除、消毒を行って、清潔な環境が確保されています。子どもの体の清潔を保つための温水シャワーも設備されています。

【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた 保育を行っている。

a

#### 〈コメント〉

子どもの心身の成長や、課題については発達経過記録、個人指導計画で把握しています。保育方針に掲げられているように、個性の尊重、子どもの力を信じて見守る保育を基本にしています。自分で上手に気持ちが伝えられない子どには気持ちを代弁するような「〇〇なのかな」「〇〇だったのね」と子どもの気持ちを汲み取るような言葉がけをしています。そして、子ども自身が自分の気持ちを伝えられるように待つ姿勢で子どもと接してします。

園では、子どものわがままであっても、まず受け入れる事を大切にしています。そして、子どもの安心感や職員との信頼関係に繋がるように、肯定的な言葉でうけとめ、年齢に理解できる言葉で穏やかに子どもに接しています。注意が必要な場合は、子どもに、わかりやすく短く端的に伝えています。職員倫理マニュアル保育所版には子どもの人権を傷つけたり、否定する言葉遣いをしない事を記載しています。

# 【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる 環境の整備、援助を行っている。

а

#### 〈コメント〉

園の保育方針に「子どもの力を信じ守る事を重視し、工夫の出来る頭、体、心を育みます」と掲げられています。着替え、片付けなどの基本的習慣は、子どもが自分でやってみようという気持ちが持てるような環境支援をしています。苦手な事が出来た時は褒める言葉がけをするだけではなく、シールを使って出来ることへの達成感をもてるようにしています。

子どもにわかりやすく説明をする手立ての一つとして、カードなどを使い行動の見える化を取り入れるなどして、子どもが主体的に~してみようという気持ちになるように見守っています。日々の活動は生活のリズムが取れるように、メリハリを持たせた保育を実施しています。手洗いなどはクラスやトイレにイラストを使って年齢に合わせて歌と合わせたり、声をかけながら職員が一緒にするなどして、手洗いの大切さを伝えています。

# 【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

#### 〈コメント〉

それぞれの年齢に見合ったおもちゃが用意され、子どもたちの手に取りやすい場所におかれています。園庭が広く実のなる木があり、落ちた実でままごと遊びをしたり、子どもたちが充分走りこめるスペースや遊具があります。

園庭で遊ぶときに大きい子が「小さい子ににぶつかるといけないから」と言って小さい子どもたちがいなくなるまで静かな遊びをするなど、大きい子どもが、小さい子どもをサポートしたり、小さい子どもが、大きい子どものまねをして努力をしたり、皆と同じように出来ない仲間に対して思いやるルールを子どもが自発的に作って皆で協力をしています。園では芋ほりや登山(大山、高尾山)を行事に取り入れ自然と触れ合う機会があります。法人の系列で高齢者や障碍者との交流がもたれています。「見る事、聞くことに関心を持てる子を育みます」とい保育目標にあるように、ボイストレーニングや書道などの表現活動を通じて心を育んでいます。

# 【A6】A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

0歳児はゆったりと過ごせるるように配慮しています。0歳児クラスは、子どもの生活リズムや発達 状況に応じた個別指導計画とクラスの指導計画を作成しています。そして、子どもの心身の発育に 関する情報を担任が共有して保育を行っています。生活のリズムから、午前寝や少し早い時間にミ ルクを飲むなど、子どものリズムにあわせています。子どもの受け入れ時は同じ職員になるように 配慮しています。

|言葉がけやスキンシップを大切にして、子どもが、うれしそうな表情をしているときは「楽しいね、嬉しいの」などと子どもの気持ちを代弁して伝えています。おもちゃは、感触が良いものや、音の出るものなど感覚的に遊べるものを用意して、職員と一緒に楽しんでいます。園での食事、遊び、排せつなどは保護者と連絡帳を通じて知らせています。また、家庭での様子なども伝えてもらい保護者と園と連携して子どもの成長を見守っています。

# 【A7】 A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

1、2歳児(小さい子のクラス)は、子どもの気持ちに共感し自分の気持ちを表現できるようにかかわり、自分でしようとする気持ちを大切にしています。職員は、外活動の時間でいろいろな体験ができるように工夫して、子どもが興味関心を持てるようにしています。

自分だけで集中して遊ぶことだけではなく、保育士が声をかけながら一緒に遊んで、他者と一緒に遊ぶ楽しみも伝えています。自我が目覚める時期のこどもの主張は肯定的に受け止め子どもが安心できるように努めています。園庭と散歩先の写真を用意して子どもたちにどっちにしたいか選ばせることもあります。トラブルは出来るだけ起きないように職員がおもちゃに興味を持たせたり声かけをして、子どもの興味の方向を変えるようにしています。園には業者が来たり、ボランティアさんが来たりすることがあり、1歳児でも自分から挨拶をしています。保護者とは送迎時の日々の会話を通じて子どもの情報を共有しています。

【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

年齢ごとの環境構成や保育士の関わりについて指導計画を定めています。例えば同じボール遊びでも3歳児は転がすだけなので、職員は誉め言葉をかけて、子どもが楽しいと感じられるようにしています。4歳児は皆で一緒に同じ方向に投げたり、緩く投げたボールを受け取る、投げるルールを作って少しずつ仲間と一緒に楽しむようになってきます。

5歳児になるとチームを組み協力をして、ルールに沿ってドッジボールをする、ルールが守られないときの対応なども考えています。さらに、5歳児になると自分たちで活動内容を考えたり、自分たちの中で役割を決めるなど友だちと協力して何かを作り上げる機会があります。保育士は必要以上にその中に入らずに子どもの発想がより広がるように、備品を用意するなどして子どもたちを見守っています。保護者には園だより、クラス便りを通じて保育のねらいや活動内容をお知らせしています。

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

園では保育の方針として、統合保育を実施しています。これらはパンフレットにも記載され保護者に周知されています。保育室内はバリアフリーです。園は介助を必要とする子をどのようにすれば受け入れる事が出来るか検討して対応に努めています。配慮の必要な子どもには、その子どもの特性に合わせた個別の指導計画案を作っています。指導案は担任が中心となり保護者、園長はじめ全職員と連携を取って作成されています。

職員だけではなく、その子どもの関係機関や、支援機関からのアドバイスや、保護者からの情報をもとにして、支援の必要な子どもも、他の子どもと一緒に園生活を快適に過ごせるように支援に努めています。気になる子どもの成育、動向については個別の指導計画や、月案に記載して職員間で周知しています。職員は、障碍児の保育等の研修を受講し対応を学び研修報告をし、配慮が必要な子どもの保育を職員が同じように理解、対応できるように努めています。

【A10】A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

朝遊びの時には、遊ぶ部屋と、静かに過ごす部屋にわけるなど子どもの活動にもメリハリをつけています。小さい子のクラスでは家庭との生活の流れを考慮して午前寝をしたり、大きい子でも体を横にできるようにマットを用意しています。

15時のおやつにボリュームを持たせ、家庭では家族で食事がしやすいように18時にはお茶と、おせんべいなどを提供して、子どもの心身の欲求が満たされるように配慮しています。時間や人数や年齢層に合わせて異年齢の合同保育にしたり、部屋を分けて安全に過ごせるように、柔軟な対応をして、子どもたちはじっくり一人であそびに取り組んだり、友だちと一緒に遊んでいます。職員は子どもが主体的に活動ができるように特別なおもちゃを用意するなどして環境を整えています。さらに、家庭と離れている子どものストレスを軽減できるように職員とのスキンシップも大切にしています。職員や保護者との伝達は引き継ぎノートを使い、漏れのないように行われています。

# 【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

### 〈コメント〉

全体的な計画の中に小学校との連携が明記されています。子どもが就学する小学校には、在園中の成長の記録を基にして保育所児童要録を担任が作成して提出しています。要録を渡しに行く時に子どもたちも一緒に出掛けることもあり、その時に小学生が子どもと一緒に遊んでくれるなどの交流があります。

保護者も学校に伝えたいこと、配慮してほしい事などがあれば就学支援シートを作成して就学先に届けています。小学校の夏休みの時に、連携小学校の職員が来園して交流研修や意見交換の場を設けています。さらに、3月は各小学校と情報共有ができる場を設け、4月には保育士が学校訪問をして、担当の職員と子どもの情報共有をしています。保護者には、小学校からの情報などを提供し、就学への不安がないように配慮しています。小学校の職員が園に子どもたちの様子を見に来た時に、非常に落ち着いている事を褒められました。

# A-1-(3) 健康管理

【A12】A-1-(3)-(1) 子どもの健康管理を適切に行っている。

а

#### 〈コメント〉

子どもの健康に関するマニュアルがあります。保健年間計画は、保健目標、定期保健行事、保健 だより、園の留意点、保護者に伝える事を柱に4期に分けて作成され、それに従って健康指導が行 われています。朝の視診で子どもの健康状態や、けがの有無などを保護者に確認し、降園時には 園での子どもの様子を伝えています。

子どもの既往症については、入園時の面接や、保護者からの情報で把握し、職員間でその情報を共有して対応しています。子どもの健康に関する情報は、児童票などに記録されるほか、連絡帳アプリにも記載され職員と保護者で共有しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)から子どもを守るために午睡時は光るタイマーを使用し、必ず体に触れて呼吸チェックを行います。職員は年度初めに午睡チェックについて確認してOJTによる園内研修で指導を受けています。職員自身の健康管理や、衛生に関する研修、救命の講習なども含まれた、職員保健計画もあります。

# 【A13】 A-1-(3)-② 健康診断·歯科検診の結果を保育に反映している。

а

#### 〈コメント〉

内科健診を0歳児は月1回、1歳児以上は年2回、歯科検診は年2回、尿検査は年1回、全園児身体測定を毎月行っています。職員は、日々子どもたちの健康状態を確認しています。健康診断などの記録は健康台帳に記載され、健康診断の結果は当日、担任から、歯科検診は園歯科医からの紙面にて保護者に伝えられています。

内科健診の前には保護者が子どもの健康面について心配している事などがあれば知らせてもらい、職員が園医にその旨を聞くなどして子どもの健康に配慮しています。また、職員が気になってることも園医からアドバイスをもらうこともあります。これらの検診時に園を休んだ場合は、個別に健診を受けてもらっています。

# 【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

а

#### 〈コメント〉

アレルギーがある子どもへの対応は、子どものかかりつけ医からの生活管理指導票の記入をお願いしています。園の特徴として、小麦、乳、卵などは使わないアレルゲンフリーの独自の食事提供をしています。子どもの哺乳瓶なども色分けして、他児と見分けがつくようになっています。食物アレルギーに関するマニュアルがあり、職員に周知しています。

アレルギー対象の子どもの保護者とは定期的に面接を行い、子どもの状況を確認しています。職員は外部研修などに参加し、アレルギーに関する最新の知識と技術を習得し、会議などで研修内容を共有しています。乳児では、粉ミルクの成分によって、アレルギーを起こし使用できないものがある乳児は、専用トレイ、専用食器を使い、子どもの名前を表示して、はっきり区別できるようにしています。さらに、子どもの席を離し職員がそばについて誤配食のないように努めています。

#### A-1-(4) 食事

【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

а

#### 〈コメント〉

園の保育目標には「食事をおいしく食べられる体づくりをする」と掲げられています。年間の食育計画があり、その年齢で体験できる栽培やクッキング、食と体、健康の関係を知るなど食を通じて学ぶ計画があります。スイートポテトを作ったり、夏野菜の栽培をして給食で食べたりしています。また、3色群など食と体、栄養の関わりについて学び、今日の給食に入っているものは〇〇になるなどと知識を広げています。

年齢に応じた食事のマナーや食具への配慮もされています。子どもたちが楽しく食べられるように、職員は完食を無理強いするようなことはしていませんが、子どもの負担にならない程度に声かけをしたり、得意ではない物を食べられた場合は褒めるなどして子どもが達成感を感じられるように配慮しています。園の食事のサンプルは玄関にあり、保護者に園の食事の取り組みや工夫を理解してもらえるようにしています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

а

#### 〈コメント〉

栄養士は子どもたちに自分たちの食の知識を深めて欲しいと考えています。担任が子どもの好き嫌いや、食の進みなどを把握して、食事の時に子どもたちに声をかけています。献立は、各園の栄養士が持ち回りで作成しています。園は、これをアレルゲンフリーに変えて提供しています。例年、栄養士は食事中の子どもの様子を見に行ったり、直接子どもから食事の感想を聞いたり、時には一緒に食事をして使われている野菜の説明をしたり、クッキングで素材をさがすなど子どもに多方面から食に興味を持ってもらえるように努めています。献立表には地方のお菓子の紹介や、親子で作れるようにレシピを紹介しています。季節に見合った行事食を提供するなどして見た目も楽しい食事を提供しています。衛生管理マニュアルにそって、調理室、保育室の衛生管理が適切に行われ清潔を保っています。

#### A-2 子育て支援

第三者評価結果

## A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

а

# 〈コメント〉

成長過程が早い0歳児から2歳児は、毎日の連絡帳で家庭との連携を密にしています。3歳児から5歳児は、毎日の活動を写真に記録し、コメントを付けて掲示しています。連絡が必要な時は、個別に伝え記録を残しています。

保育の内容は、月に1回発信する園だより(わかまつだより)、クラスだより、保健だより、食育たより、活動の様子を写真に纏めたお知らせなどで、保育の意図や保育内容の理解を深めています。 また、発表会、保育参加、運動会などで子どもの成長を共有できる機会を設けています。

#### A-2-(2) 保護者等の支援

【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

а

#### 〈コメント〉

園は、常に保護者と共に子育てをしていることを表明し、一人ひとりの保護者の思いや要望、悩みや不安などに対して、保育の専門性を活かしたアドバイスや家庭の事情を配慮した支援をしています。個人面談は年に1回行いますが、保護者の希望により、随時相談を受けています。

保護者からの相談内容は記録し、内容により、保育所内だけの対応に留まらず、適切な関係機関を紹介する体制も整えています。相談内容により、クラス保育士だけでなく、園長や主任が受ける体制ができています。

# 【A19】A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

а

#### 〈コメント〉

虐待防止のマニュアルを整備し、園長が児童相談所など関係機関に繋げる体制が出来ています。 予防、早期発見、再発防止のフローチャートがあり、視診、着替え、表情、態度などの観察から虐 待を見逃さないように早期発見・早期対応に努めています。

虐待の疑いがある場合など、全職員が共有、保護者の精神面や生活面の支援を行います。職員は定期的に人権擁護のセルフチェックを行い、学習会では、事例を採り挙げ、日々の自分を振り返る・考える・気づきを確認し、子どもの人権を守ることの理解を深めています。

# A-3 保育の質の向上

第三者評価結果

# A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

【A20】A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価) を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めてい

b

#### 〈コメント〉

週・月・年間指導計画の評価・反省を各クラスや職員会議などで行い、年度末には、総合的な振り返りや見直しを掛け、次の計画に繋げています。職員の自己評価から保育の改善、専門性を高める取り組みとして、現在ムーブメント教育を全職員がマスターし、確固たる園の特徴とするプロジェクトを進めています。

園は、まだ、個々の職員の専門性が園全体の目標に至らず、更なる研鑽を積んでいきたいとしています。